

## 福岡 BRT システム検討会議（第 2 回）

### ■ 議題

- ①本会議について …… 別紙 1
- ② B R T 専用走行空間の検討状況について …… 別紙 2
- ③バス運行効率化の検討状況について …… 別紙 3
- ④その他について（夜間・昼間試走）

<ME>

**【事務局】**

福岡市住宅都市局都心創生部都心交通課 松岡，吉武

電話：092-733-5405

## 福岡BRTシステム検討会議 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「福岡BRTシステム検討会議（以下、「検討会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 都心部においては、「都心循環BRT」をはじめとして、「BRT専用走行空間」、「地下鉄などとの乗り継ぎ利便性向上」、「都心周辺部駐車場」、さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換を目指しているため、具体的な施策について、専門的な見地などから意見交換、助言を行うことを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、学識経験者、西日本鉄道株式会社、交通管理者（オブザーバー）、九州運輸局（オブザーバー）、福岡市の委員を基本として構成する。

ただし、必要に応じ、委員を追加する。

2. 委員の任期は、検討会議が設置された日から第2条の目的を達成する日までとする。

(検討会議)

第4条 検討会議は、事務局が招集し、会議の進行にあたる。

(検討会議の公開)

第5条 検討会議は公開とする。ただし、検討会議が「福岡市情報公開条例」第7条各号に該当するときは、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会議で非公開となった内容について、守秘義務を負うものとする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、福岡市住宅都市局都心創生部都心交通課に置く。また、事務局を統括するため事務局長を福岡市住宅都市局都心創生部長の職をあてる。また、事務局次長を福岡市住宅都市局都市計画部長の職をあてる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、事務局が各委員と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成27年12月28日から施行する。

この要綱は平成28年6月7日から施行する。

・委員（平成28年6月7日時点）

所属	役職	備考
福岡大学工学部社会デザイン工学科	教授	
九州大学工学部地球環境工学科	助教	
西日本鉄道(株)自動車事業本部	計画部長	
西日本鉄道(株)まちづくり・交通企画部	部長	
福岡市道路下水道局	計画部長	
福岡市交通局	総務部長	
福岡県警察本部交通部	交通規制課長	オブザーバー
国土交通省九州運輸局	自動車交通部長	オブザーバー
福岡市住宅都市局	<u>都心創生部長</u>	事務局長
<u>福岡市住宅都市局</u>	<u>都市計画部長</u>	<u>事務局次長</u>

# 情報公開について

福岡BRTシステム検討会議設置要綱第5条により、本日開催の会議は原則公開となっているが、以下のとおり非公開で運営する。

## 1. 会議の公開（傍聴の可否）

協議の内容が、交通事業者・関係行政の今後取り組む施策について協議検討を行うものであることから、公開にすることにより、市民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれ、また、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする（情報公開条例7条4号に該当）。

## 2. 会議資料の公開

会議資料の公開については、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、公開する場合がある。また、議事録についても、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、各委員に事前に確認の上、公開する場合がある。

### 《福岡市情報公開条例第7条（非公開情報）》

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

<(1)～(3) 略>

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

<(5) 略>

<ア～エ 略>

※外部からの情報公開に関するお問い合わせについては、事務局で対応しますのでお知らせください。

福岡BRTシステム検討会議 事務局  
(住宅都市局 都心創生部 都心交通課)  
担 当：松岡，吉武  
連絡先：092-733-5405

## 福岡 B R T システム 検討会議（第 1 回）議事要旨

日時：平成 27 年 12 月 28 日（月）13:20～14:30

場所：福岡市役所 15 階 1505 会議室

### ■ 議題

#### ① 本会議について

設置趣旨，要綱，WG 設置について承認

#### ② 都心部における交通対策の考え方について

・都心部における交通対策については、「都心循環 B R T」をはじめとして「専用走行空間」，「地下鉄などとの乗り継ぎ利便性向上」，「都心周辺部駐車場」，さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み，自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換促進を目指す必要がある。

・本会議においては，特に「BRT 専用走行空間」，「バス運行の効率化」についてワーキングを設置し，その方向性を検討する。

・都心周辺部駐車場については，都心循環 BRT やバス運行の効率化に 関わる重要な施策であるため，B R T と連携してしっかりと検討する必要がある。

#### ③ BRT 専用走行空間について

・専用走行空間の検討については，他の交通への影響，効果をしっかりと検証する必要がある。

・第 1 車線を走行するパターンと中央車線を走行するパターンについては，メリット・デメリットを整理する。

・現状の規制状況も踏まえ，専用走行空間の段階的な導入も検討する。

#### ④ バス運行の効率化に向けて

・総合交通体系の考え方が重要であり，乗り継ぎ利便性向上の検討も必要である。

・都心部のバスの定時性を向上させることで，バス運行の効率化も促進される。

必要性の整理

都心部の交通対策

- 目標とする将来の交通体系については、公共交通を主軸とし多様な交通手段が効率的に連携した総合交通体系の構築をめざすこととしている。
- 目標を実現するためには、引き続き地下鉄七隈線の延伸などによる鉄道ネットワークの強化や幹線道路ネットワークの形成、様々な交通マネジメント施策を推進するとともに、特に都心部において、鉄道ネットワークと連携した都心循環BRTの形成、バス路線の再編・効率化、都心周辺部駐車場（フリンジパーキング）の確保をパッケージ化した施策を柱として、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換を誘導していく。

BRTの特徴

■福岡市における都心循環BRTとは  
 連節バスの導入、シンボリックなバス停整備、鉄道や路線バスとの乗継強化などにより、従来のバスよりも、速く、時間どおりに、たくさんの人を運ぶ、分かりやすく使いやすいシステム。

専用走行空間の必要性

- 都心部において総合的に交通対策に取り組むためには、都心循環BRTについては、識別性や効率的な輸送、快速運行に加え、定時性・速達性を更に向上させるために専用走行空間の導入が効果的と考えている。

『BRT専用走行空間』のあり方の検討が必要

導入条件の整理

- 既存道路幅員内の空間配分（用地買収はしない）
- 専用走行空間の導入によって道路混雑が悪化しない
- 専用走行空間は効率的な活用を図る（BRTの定時性や速達性が確保できる範囲）

路線毎の比較

評価指標の設定

- 評価指標を設定し、路線毎に専用走行空間の位置の利点と欠点について整理
- BRT（バス・ラピッド・トランジット）の特性である速達性・定時性の確保のほか、公共交通としての利用者の利便性・安全性に着目（重視）する。
- 現在の道路幅(車道内)にBRT空間を設けるため、他車線・他交通への影響に着目する。

<評価指標案>

・定時性・速達性	・輸送力	・他公共交通機関との乗継性	・他車線・他交通への影響	・走行上の安全性
・ユニバーサルデザイン	・沿道利用への影響	・柔軟性	・（参考）経済性	

評価

専用走行空間のあり方とりまとめ

## バス運行効率化の検討状況について

